

# 社会体育施設の使用料の減免について

## 障がい者の使用料減免について

阪南市内の社会体育施設を使用する際に、身体障害者手帳、療育手帳、または、精神障害者保健福祉手帳を提示することで、使用料が全額免除されます。障害者手帳等をお持ちの上、各窓口でお手続きください。

## 減免対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、または、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（※）
- ・児童福祉施設（保育所・児童厚生施設を除く）、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護施設の児童及び入所者

**いずれの場合も本市在住・在勤・在学の方を対象とします。但し、引率者及び介護人を除きます。**

（※）身体障害者福祉法、療育手帳交付要綱、または、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて交付された手帳となります。

## 利用可能施設

総合体育館の個人使用・トレーニング室に限る。  
（但し、トレーニング室の利用はトレーニングカード保持者に限る。）

## 利用方法

### 個人利用

身体障害者手帳、療育手帳、及び、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの上、直接施設の窓口職員へ提示してください。

### 団体利用

総合体育館の窓口にて、使用及び減免申請書をご記入いただき、各受付窓口へ提出してください。

## お問い合わせ先

お問い合わせ先	阪南市生涯学習部 生涯学習推進室
	TEL 072-471-5678